

支援を必要とする子どものための部会への特別委員の選任について

1 都道府県社会的養育推進計画策定要領の記載について

「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において、社会的養護当事者の意見反映等が下記のとおり規定されていることから、京都市社会的養育推進計画の策定等においても、当事者からの意見聴取の方法について検討を行う。

(1) 計画の策定時

計画の策定は、里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行うこと。特に、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等（本市においては、「支援を必要とする子どものための部会」）の委員に複数名選任したうえで意見聴取を行うとともに、里親・ファミリーホームや施設等に当事者であるこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、当事者であるこどもの意見を十分に反映すること。

(2) 計画の見直し時

計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告すること。

(3) PDCAサイクルの運用

自己点検・評価により明らかになった課題等については、速やかに取組みの見直し等を行い、適切にPDCAサイクルを運用することとされており、その際には、必要に応じて当事者であるこども（社会的養護経験者を含む）の意見を反映することとされている。

2 委員選任内容案

審議の範囲を限定した特別委員として計画策定への意見の反映をしていただく。

	委員区別	属性	社会的養護の経験	審議範囲
①	特別委員	18歳以上の社会的養護経験者	児童養護施設又は乳児院	はぐくみプラン（社会的養育推進計画に係るもの）
②			里親・ファミリーホーム家庭	

・委員報酬 月額10,000円

3 選任時期及び期間

- ・令和6年度 第2回部会（9月頃を予定）開催までに選任
- ・任期は「審議事項の存する限り」とする。
- ・特別委員の審議範囲における会議開催予定回数

年度	予定回数
令和6年度	4回程度
令和7年度以降	1回程度（年度末）